

## 平成 25 年度第 8 回長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 平成 26 年 (2014 年) 3 月 12 日 (水) 13 : 00 ~ 14 : 45

2 場 所 長野県庁 西庁舎 111、112 号会議室

3 内 容

○ 議事

(1) 中央新幹線 (東京都・名古屋市間) 環境影響評価準備書【長野県】(第 5 回審議)

(2) その他

4 出席委員 (五十音順)

梅 崎 健 夫  
小 澤 秀 明  
片 谷 教 孝 (委員長職務代理者)  
亀 山 章 (委員長)  
陸 齊  
塩 田 正 純  
鈴 木 啓 助  
富 樫 均  
中 村 雅 彦  
武 林 亨 (専門委員)

5 欠席委員 (五十音順)

大 窪 久 美 子  
佐 藤 利 幸  
中 村 寛 志  
野 見 山 哲 生  
花 里 孝 幸

事務局  
吉澤  
(環境政策課)

ただいまから、平成 25 年度第 8 回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。私は、しばらくの間進行を務めさせていただきます、長野県環境部環境政策課の吉澤晃と申します。よろしくお願いいたします。

委員会開会にあたりあらかじめお願い申し上げます。傍聴にあたりましては傍聴人心得を遵守してくださるようお願いいたします。

次に、本日の欠席委員を御報告いたします。大窪委員、佐藤委員、中村寛志委員、野見山委員、花里委員から、都合により御欠席という御連絡をいただいております。

この会議は公開で行われ、会議録も公表されます。ホームページでの音声の公開及び会議録の作成のため、ご面倒でも、発言の都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

本日は3月1日付けで技術委員を委嘱してから初めての委員会となりますが、本案件の審議のため、すべての委員の方を再任させていただきました。そのため、本日の委員会では、委員長と委員長職務代理者についても、亀山委員長と、片谷委員に引き続きお願いしたいと思いますので、御了承願います。

それでは、長野県環境影響評価条例の規定により、委員長が議長を務めることになっておりますので、議事の進行をお願いいたします。

亀山委員長

それでは、議事に入らせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いいたします。議事(1)の「中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価準備書【長野県】の審議」でございます。本日の予定及び資料について、事務局から説明をお願いします。

事務局  
仙波  
(環境政策課)

環境政策課環境審査係長の仙波道則と申します。よろしくお願いいたします。事務局から、本日の会議資料及び審査予定について簡単に御説明させていただきます。

初めに本日の会議資料でございますが、会議次第にも記載のとおり、お手元に資料1、資料2及び参考資料を配布させていただいております。

資料1は、前回委員会において、委員の皆様からいただいた御意見及び事業者の見解をまとめたものでございます。前回委員会以降に事業者から事後回答として見解が示されましたのは、11番と12番の武林委員からの磁界に関する御意見の部分のみです。そのため、本日は事業者に資料1の説明は求めませんが、参考に御確認いただければと思います。また、別紙として、11番の磁界の関係で事業者から提出された補足資料を添付しております。

資料2は、「準備書についての技術委員会意見等集約表(案)」でございます。こちらは前回委員会でお示した集約表案に、前回委員会における審議内容である本日の資料1の内容を追加し、必要な修正等を加えたものでございます。資料2-1として技術委員会意見案を、資料2-2として技術委員会指摘事項案を併せて添付しています。

参考資料は、富樫委員から御提供いただきました「下伊那郡豊丘村の地下水資源と自然史との関わり」に係る論文でございます。後ほど、資料2の地下水・水資源の議論の際に、富樫委員から御説明いただく予定です。また、もう一つの参考資料については、次第には記載しておりませんが、梅崎委員から本県と他の沿線都県を比較した資料について御要望があり、事務局で作成したものです。

次に、本日の会議の予定を申し上げます。まず、資料2について事務局から説明をさせていただき、その後、技術委員会意見、指摘事項の取りまとめに向けての御議論をお願いいたしまして、概ね16時には会議を終了する予定としております。

事務局からの説明は以上でございます。

亀山委員長

ありがとうございました。それでは、引き続き、事務局から資料2の説明をお願いします。

引き続き事務局から資料2の説明をいたします。

資料2の「準備書についての技術委員会意見等集約表(案)」を御覧ください。こちらは、第4回審議までに委員の皆様からいただいた御意見、御質問等を集約したものであり、全部で268項目となっています。

「意見等要旨」の欄は、委員の皆様からいただいた御意見、御質問について、第2回審議から本日の第5回審議までの各回の資料1に記載した内容を転記して整理したものです。関連する一連の御発言等については発言回に拘わらずまとめて整理し、太線で囲って示しています。

「事業者の説明、見解等要旨」の欄についても、同様に各回の資料1において事業者からの説明等として記載した内容を、参考として再掲したものです。

「取扱(案)」の欄には、それぞれ御意見等について、それをどのような区分にするかというのを事務局案として記載したものです。ここで三種類ありますが、「意見」とは、技術委員会意見として知事に対して述べる環境保全の見地からの意見であり、最終的には知事意見の作成に反映されるものとなります。「指摘事項」とは、記載内容等の具体的説明や、記載方法等について整理を求める指摘です。こちらについては環境部長指摘事項というものを最終的に出しますが、その作成に反映されるものです。「記録」とは意見、指摘事項以外のもので、会議の中で事業者の説明を求めた内容であるとか、簡易な修正等につきまして、記録に残し、事業者に伝えるものです。

「意見等の趣旨(案)」の欄には、技術委員会意見、指摘事項とする場合の、その趣旨について、事務局案をお示ししています。また、具体的な文案については、資料2-1に技術委員会意見案を、資料2-2に指摘事項案をそれぞれお示ししており、資料2の「意見等の趣旨(案)」の文頭に記載の数字は、資料2-1、2-2の番号と一致させていますので、御確認をお願いします。

それでは、意見、指摘事項とさせていただいた項目につきまして、内容を簡単に御説明申し上げます。なお資料2においては意見及び指摘事項とさせていただいたものが見やすく分かるように、意見としたものは取扱と意見等の趣旨の欄の両方を網掛けにさせていただき、指摘事項としたものは取扱の欄のみ網掛けとしております。

まず、資料2の1ページの2番～5番で、佐藤委員、片谷委員、野見山委員から御意見をいただいています。これについては、並べて見ていただきたいと思います。資料2-1の1ページの1(1)で、トップランナーとしての環境影響評価の実施という主旨で、意見としてまとめています。

続いて6番、7番、片谷委員から事後調査に関する御意見をいただいています。この部分については資料2-1の2、3ページにかけて、事後調査等の適切な実施ということで4(1)から(3)で整理をしています。

2ページの8～11番ですが、こちらも片谷委員からいただいた御意見で、できる限り現状を悪化させないという姿勢の明示ということで、こちらも意見として、資料2-1の1ページ、1(2)に記載をしています。

それから13番ですが、こちらは大窪委員から通学路等の安全対策ということで御意見をいただいています。こちらにつきましては、資料2-2の指摘事項の1ページの1番で整理をしています。

3ページの17番、18番ですが、片谷委員から大気質の関係で四季に1週間の気象調査を実施した地点の予測評価の妥当性の検討という主旨での御意見をいただいています。これについては資料2-1の3ページ、大気質の部分の5(1)で整理をしています。

4ページの19～22番ですが、こちらも片谷委員から大気質の関係で、排出係数等について地域の実情を踏まえて適切な評価を実施すべきという御意見です。こちらも資料2-1の3ページの5(2)で整理しています。

23番については、片谷委員から予測評価の手法の明確化ということで、地形の影響を考慮した地点をはっきりさせるべきという御意見です。こちらは資料2-2の1ページ、2番の大気質に係る指摘事項として整理をしています。

5ページにまいります。25番から6ページの28番まで、塩田委員から御意見をいただいています。こちらは資料2-1の3ページの6(1)ですが、コンター図等を用いた住民への分かりやすい説明ということで整理をいたしております。

6ページ、こちらにも塩田委員からの意見で、29番から次のページの33番までですが、騒音振動等で山梨リニア実験線データの環境影響評価への活用ということで資料2-1の3ページの6(2)で整理をしております。

8ページをお願いします。39番、40番、こちらは水質の関係で小澤委員からいただいた、新たに環境項目として追加された亜鉛についても予測評価の対象にすべきという御意見ですが、資料2-1の3ページ、7の水質で意見としてまとめています。

続きまして9ページ、こちらは41番から11ページの52番まで一連としていますが、鈴木委員から水質の測定データ等の取扱いの信頼性に関する御意見をいただいております。こちらについては水質調査結果の精度検証、それからそれを踏まえた予測評価の適切な実施という形で、資料2-1の3～4ページに地下水、水資源の8(1)としてまとめています。

それから11ページの53番から13ページの59番までになりますが、こちらについては鈴木委員、富樫委員からいただいた御意見で、シミュレーションの精度の検証とそれを踏まえて予測評価の実施ということで、資料2-1の4ページ、8(2)としてまとめています。

それから13ページの60～62番ですが、こちらは鈴木委員から流速、流量の有効数字の関係で御指摘いただいております、この内容については資料2-2の3番で指摘事項としております。

続きまして14ページの63番から次のページの67番まで一連の内容です。富樫委員から地形地質に係る必要な調査、予測評価の実施ということで意見をいただいております、この内容は資料2-1、4ページの8(3)に記載をしております。

16ページについて、これは富樫委員、陸委員からいただいた御意見で、水辺への依存性が高い動植物に関する調査予測評価の実施ということですが、これは2つの意見に反映させております。一つは、資料2-1の4ページの8(3)、地下水・水資源の事後調査計画にこのような内容についても含めて検討すべきとしております。また7ページの12(13)、動植物の関係のところでも水辺の依存性が高い重要種についての予測、事後調査を記載しております。

次に17ページの73～75番ですが、こちらは富樫委員からの御意見で、破碎帯等、トンネル工事によって突発的な湧水のおそれが高い場所における対応についての意見です。こちらは資料2-1の4ページ8(4)において、こういった内容を記載しております。

76番から18ページの81番については、こちらは調査が不足している部分についてきちんと事後調査で対応し、事後調査の内容についてはその調査計画を明確にしてほしいということで、資料2-1の4ページの8(3)の内容に反映しております。

続きまして、19ページの83番から次のページの85番ですが、富樫委員から地形地質の不安定な地域における地上構造物の回避、計画の見直しということで御意見をいただいております。こちらについては資料2-1の4～5ページにかけまして、地形及び地質、土地の安定性の9(1)の内容として記載をしております。

続きまして、20ページの86番から次のページの94番まで、こちらは地形地質に係る予測評価に必要な資料等の整理ということで、富樫委員、梅崎委員からいただいております御意見について、資料2-1の5ページの9(2)の内容で整理をしております。

それから21ページの95、96番ですが、富樫委員から南アルプス地域の地質で付加体としての性状の記載は基本的な情報として非常に重要であるという御意見で、資料2-1の5ページの9(3)で整理をしております。

次に22ページの97、98番ですが、こちらはシミュレーションにおいて採用している透水係数の妥当性に関するご指摘ですので、資料2-1の4ページの8(2)、シミュレーションの部分に反映して、意見として取り扱っております。

23 ページの 99～104 番ですが、小澤委員、富樫委員から鉱山付近のトンネル掘削時における土壌汚染に関する適切な対応ということで御意見をいただいております。この内容については 5 ページの 10、土壌汚染についての意見として整理をしています。

続いて 24 ページ、武林専門委員から磁界に関する御意見をいただいております。そのうち 105～107 番につきましては、走行中の車内における周波数データについての指摘でして、これについては、やはり磁界という部分で住民の方の不安等がある中で、安全ということであっても、できる限りきちんとデータは提示すべきという主旨で資料 2-1 の 5 ページ、11 番に意見として記載をしています。

もう一つは、108、109 番の御意見ですが、これは車内の乗客の安全性という部分の御意見でして、少し環境影響評価から外れるような部分もありますので、資料 2-2 の 1 ページ、4 番にペースメーカー等を装着した乗客の方に対する安全性への配慮ということで、指摘事項として整理をしています。

次に 25 ページの 112 番から次のページの 117 番までですが、ミヤマシジミの関係で中村寛志委員から、一つはその予測結果について生息環境の一部は保全されない可能性があるというように修正すべきということ、それから事後調査の実施についての御意見をいただいております。この内容は資料 2-1 の 5 ページ、動物、植物、生態系の 12 (1) のミヤマシジミに係る意見に反映しています。

26 ページをお願いします。同じく中村寛志委員からですが、118、119 番でクロツバメシジミに係る御意見をいただいております。この内容については、資料 2-2 の指摘事項の中の 1 ページの 5 番で整理をしています。

同じく 26 ページ、120～124 番ですが、キマダラルリツバメに関しまして生息環境が特異な種であるという御指摘をいただく中で、キマダラルリツバメに係る事後調査、もしくは工事前に確認をすべき旨の御意見をいただいております。これは資料 2-1 の 6 ページの 12 (2) に、キマダラルリツバメだけではなく、ハマスズ、ツバクロイワギセルに共通の内容として、工事計画が具体化した時点で専門家の助言を含めて現地調査を実施して、必要な環境保全措置を検討することを記載しています。

27 ページをお願いします。126～128 番については今申し上げた、ツバクロイワギセルに関する内容でして、同じく 6 ページの 12 (2) に反映しています。

129 番ですが、大窪委員より、カワネズミに関して河川に生息するという一方で直接的な改変が無くとも影響を受ける可能性があるのではないかという御指摘です。こちらは資料 2-2 の 1 ページ、6 番の指摘事項として整理をしています。

130 番、ホンシュウカヤネズミの関係ですが、こちらも河川敷等に生息する種ということで、カワネズミと同様に影響を受ける可能性もあるという御指摘で、資料 2-2 の 1 ページ、7 番で整理をしています。

28 ページの 131～133 番、こちらはハマスズに関して先ほど御説明したとおりでして、資料 2-1 の 6 ページ、12 (2) でハマスズについての記載をしています。

134～136 番については、中村寛志委員から山間部の非常口等での夜間照明による影響について、走光性昆虫への影響があるのではないかということで、それについての環境保全措置を講じるべきという御意見をいただいております。この内容については、資料 2-1 の 6 ページの 12 (3) に記載をしています。

それから 28 ページの 137 番から 30 ページの 143 番まで一連になりますが、中村雅彦委員からミゾゴイ、ブッポウソウについてはある程度生息場所が判明しているので、工事用車両の影響に対する環境保全措置を検討すべきではないかという御意見をいただいております。こちらについては、資料 2-1 の 6 ページの 12 (6) で、工事用車両による影響について知見が無いというのであれば、影響があることを前提に環境保全措置を検討すべきではないかという意見にしています。

30 ページの 147、148 番ですが、クマタカについては代替巢の設置という環境保全措置はなかなか難しいという御指摘であり、資料 2-1 の 6 ページの 12 (4) に慎重な対応ということで意見にしています。

次に 31 ページの 150、151 番ですが、改変の可能性のある範囲、近傍という中で、

動物については、猛禽類を除いて 250m という一律の設定があるわけですが、知見があるのであれば、種ごとに変わることを検討すべきではないかということです。これについては資料 2-2 の 2 ページ、8 番の指摘事項として整理をしています。

続いて 32 ページをお願いします。これも非常に多くの議論がなされたところですが、153 番から次ページの 162 番まで、工事用車両が現状と比べて大幅に増加するという中で、動植物への影響についても検討すべきではないかという点です。これについては資料 2-1 の 6 ページの 12(5) で、一つは工事用車両による影響について動物及び生態系では評価項目になっていますが、実際はどこで評価されているのかが分かりづらいので、そこについての指摘です。もう一つは車両が著しく増加する場合は、何らかの影響が考えられるので、影響が小さいということではなくて、影響があることを前提にして調査を実施すべきということで整理をしています。

続きまして 34 ページです。こちらは陸委員からの御指摘ですが、大鹿村の釜沢の非常口に関して一部事業者が設定している調査範囲に不足しているところがあるという中で、163 番から次のページの 166 番までですが、不足している部分の調査を行なうべきということです。資料 2-1、6 ページの 12(7) ですが、欠けている部分の調査を実施すべきということで、意見として整理をしています。

35 ページの 167 番は、中村雅彦委員から何かあった場合の対処法をフロー図等で示すなど、事後調査の内容を少し具体化すべきだという御意見です。こちらについては事後調査についての実施計画の明確化ということですので、資料 2-1 の 3 ページの 4(3) に反映させていただいています。

35 ページの 168 番から次ページの 171 番です。以降も出てきますが、環境保全措置として、植物について移植播種の対応をする際に、なかなか難しい種が多いので慎重に対応すべきということで、大窪委員から意見が出ています。これについては資料 2-1、6 ページの 12(8) に意見として反映をしています。

次に 36 ページ、174 番ですが、亀山委員長から環境保全措置の中で緑化という言葉があるが、ここに使われているような事例で緑化という表現は少し違和感があり、通常は使われないという御指摘です。こちらについては資料 2-2 の指摘事項の 2 ページの 9 番で緑化という表現について適切な表現の検討ということで記載をしています。

37 ページです。175～177 番で、大窪委員から植物の調査結果等をもう少し詳しく、分かりやすく記載すべきという御意見です。これは資料 2-1 の 6～7 ページにかけて、12(9) の内容で整理をしています。

それから 179 番から次ページの 184 番ですが、先ほどの移植播種の際に慎重な対応について具体的な種の記載ですので、こちらについては同様に資料 2-1 の 6 ページの 12(9) に意見としてまとめています。

38 ページの 185 番ですが、こちらは大窪委員から、ツメレンゲについての御指摘をいただいています。ツメレンゲについてはクロツバメシジミの食草になっているので事後の調査で対応すべきということです。こちらは資料 2-2 の 2 ページ、10 番に指摘事項として整理をしています。

次に 39 ページの 187 番ですが、こちら移植播種について慎重に対応すべきという意見でして、先ほどと同じく資料 2-1 の 6～7 ページの 12(9) に反映しております。

188 番ですが、大窪委員から蘚苔類及び地衣類に係る事後調査について意見をいただいています。こちらは指摘事項として 2 ページの 11 番に記載をしています。

189 番ですが、片谷委員から動植物ということで不確実性が大きいということで、事後調査を実施すべきという御指摘をいただいています。これについて、一つは事後調査の適切な実施ということで資料 2-1 の 2 ページの 4 番で、それから資料 2-1 の 7 ページの 12(11)、動植物のところでも合わせて記載をしています。

次に 40 ページの 190 番ですが、大窪委員からいただいた御意見で、県レッドリストの改正に伴い新たに追加された種への配慮してほしいということです。こちらは資料 2-2 の 2 ページ 12 番に、今後、新たに工事中に確認された場合には適切な対応をするということで記載しています。

それから 191、192 番ですが、こちらについては外来植物に係る環境保全措置の検討ということで、大窪委員から御指摘をいただいています。工事期間が長期間に及び車両の通行等によって外来植物が広がることが懸念されるため、資料 2-1、7 ページの 12 (10) で外来種に対する環境保全措置の追加ということで記載をしています。

41 ページ、196 番はカジカガエル、カワラバツタに関する事後調査等の実施ということで、河川環境に生息する種ということで影響を受ける可能性があるという大窪委員からの御指摘です。これについては、資料 2-2 の 2 ページ、13 番に指摘事項として整理をしています。

次の 197 番につきましても、トノサマガエル、アカハライモリに関する大窪委員からの御指摘で、二次的自然環境を生息環境にしているので、そうした環境を保全する措置を検討すべきという内容です。これについても資料 2-2 の 2 ページ、14 番に指摘事項として整理をしています。

42 ページをお願いします。198～200 番ですが、中村寛志委員から生態系の指標種として、国蝶でもあり里山の雑木林の評価種でもあるオオムラサキを用いた予測評価を実施すべきではないかという御意見です。これは資料 2-1 の 7 ページの 12 (12) にそのような内容を記載しています。

次に 42 ページの 201 番で、花里委員から生態系において何かの種が減るとその分増える種もあるので、そうした種にも着目して調査をしてほしいという御指摘でして、資料 2-2 の 2 ページ、15 番に指摘事項として整理をしています。

202、203 番ですが、亀山委員長から景観の関係で分かりやすいフォトモンタージュの作成について、できるだけ大きな写真でということと、人が注視する時には狭い視野で見るということを踏まえた作成をという御意見です。こちらについては資料 2-1 の 7 ページの 13 番、景観に係る意見として整理をしています。

次に 43 ページです。こちらもだいたい議論をいただいたところですが、207 番から 45 ページの 214 番まででまとめていますが、小渋川流域について工事用車両が増加するので、特定の場ではないけれども住民が日常的に行っている自然との触れ合い活動を評価対象に含めるべきではないかということで、前回、前々回、かなり御議論いただきました。できるだけ影響を軽減する努力を行っていただくことを評価書に記載してほしいということで、資料 2-1 の 7 ページの 14 番、人と自然との触れ合い活動の場で整理をしています。

次に 46 ページをご覧ください。215～217 番ですが、こちらも陸委員からの景観、人触れの関係の御意見ですけれども、調査地点の選定理由、あるいは工事用車両の運行計画がはっきりしない中で、影響が無いという根拠を明確にしてほしいという主旨でございます。こちらについては、資料 2-2、指摘事項の 3 ページの 16 番にそうした内容を整理しています。

次に 47 ページの 218 番からですが、これも多くの議論がなされたところです。50 ページの 234 番まで一連でまとめていますが、非常口というのはトンネルを掘るための掘削口であり、その存在による生活環境への影響が大きいという部分もありまして、できる限りその環境負荷を低減すべきであると意見です。こちらはいろいろな項目に関連しますので、資料 2-1 の 2 ページの全般的事項の 3 番として、非常口（斜坑）の設置に伴う環境負荷の低減について項目を立てて整理しています。

50 ページの 235 番から次ページの 240 番までですが、こちらについても最初から議論があったところです。発生土置き場について、この準備書の中では具体的な計画が明確になっておらず、議論の中でいろいろなことをできるだけはっきりさせるために、資料を提出いただくなどの形をとってきました。今後、事業計画が詳細に決まって発生土置き場が具体化されたときの環境影響評価の手続について、資料 2-1 の 7～8 ページにかけて廃棄物等の 15(1) で整理をしています。特に「また」以下で具体化した際に求める手続の内容を記載しています。

51 ページの 241 番から 53 ページの 247 番まで、こちらは大変御議論いただいたところです。工事用車両の通行に伴う生活環境への影響の低減ということで、いろいろ

な部分に関わってまいりますので全般的事項の中でひとつの項目として、資料2-1の1ページの2番、工事用車両の通行に伴う生活環境への影響の低減として、(1)から(3)の内容で整理をしています。現時点では具体的な計画を事業者で示していただくことは難しいということですが、かなり増加するということは事実ですので、その影響の低減を図る、具体的には最高通行台数をできるだけ削減を図るべきという意見としています。

53ページの248番は、片谷委員より、発生土置き場を含めた廃棄物について、多くのことが具体的になっていないため、事後調査対象として明確にすべきであるという御意見です。これについて2つの意見に記載しております。一つは資料2-1の2ページの4番、事後調査等の適切な実施として内容を記載していきまして、もう一つは廃棄物等で7～8ページ15(1)の前段の部分について意見として記載をしています。

53ページの249番から次のページの255番までですが、こちらも廃棄物の関係で、非常口等を山間部に設置した場合は伐採木が当然生じます。それから路線が確定し、家屋の取り壊しなどが行われた場合は、それに伴う廃棄物の発生量についても予測評価に含めて行うべきということで、資料2-1の8ページ15(2)の内容で整理をしています。

次に54ページ、256～258番ですが、こちらは廃棄物の処理について、長野県の場合は沿線の距離が長いので、それを全部一括して予測評価をするのではなく、それぞれの地域によって発生する廃棄物の種類、あるいはそれぞれの廃棄物処理施設の設置状況などが異なりますので、そのような地域性を考慮して廃棄物の処理、処分に係る予測評価を実施すべきということです。資料2-1、8ページの15(3)にそのような内容で記載しています。

54ページの259番から次のページの261番ですが、片谷委員、小澤委員から廃棄物処理フローの具体化ということで御意見をいただいています。この内容については資料2-2の3ページ、17番の廃棄物等で、確定していない部分が多いにしても、できるだけ具体的に処理フローなどを記載して適切な対応がなされること分かるようにすべきということで記載しています。

55ページの262、263番ですが、温室効果ガスの関係で野見山委員、片谷委員から御意見をいただいています。こちらについては、資料2-2の3ページ、18番で、温室効果ガスに係る環境保全措置の実施状況を適切に確認することを整理しています。

55ページの264番から次のページの267番ですが、温室効果ガスの排出量の算定について、準備書資料編においては東京～大阪間の最終的な供用時における排出量算定がなされています。今回の準備書というのは、東京～名古屋間の準備書であり、東京～名古屋間の開業時には航空路線の廃止ということが行われず、温室効果ガスに関する環境影響ということでは最大になることが想定されるため、東京～名古屋間の開業時の温室効果ガスについて予測を算出すべきということでの片谷委員からの御意見です。これは長野県だけの話ではなくて、沿線の7都県共通の話ですので、共通の対応ということも含めた意見として、資料2-1の8ページの最後、16番の温室効果ガス等に記載をしています。

事務局からの説明は以上です。

亀山委員長

ありがとうございました。それでは御説明をいただいた資料2、それから資料2-1、2-2について、御意見等ございましたらお願いいたします。特に資料2-1、2-2については技術委員会の意見または指摘事項としてまとめたものでございますので、こちらの表現について御意見をいただいた方がよろしいと思います。よろしく願いいたします。

一度にすべての項目というわけにはいきませんので、まずは資料2-1の全般的事項、次に個別事項の中の大気質から磁界まで、その後は動物、植物、生態系から温室効果ガスというように、大きく3つに分けて御意見をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。



まずは全般的事項について御意見をいただきたいと思います。

片谷委員

私の発言をたくさん意見に取り入れていただきました。その中で、まずはせっかく事業者においでいただいておりますので、念押しの意味で、前に発言した内容の繰り返しになりますが、申し上げたいと思います。今回のこの案件で、資料2の中で268個もの意見が出ているというのは、もちろん事業の規模が大きい、対象範囲が広いという理由もありますが、この全般的事項の1番に書かれているように、取り組む姿勢としてはこの準備書ではまだ十分とは言えない点が多々あったということだと、私は理解しております。したがって、ここに記載されていることを、これからの手続の中で、事業者として十分認識して取り組んでいただきたいということを再度お願いしたいと思います。

特に1(2)の意見ですが、長野県はかなり自然豊かなところを路線が通る予定になっておりまして、実は明日東京都の審議会があり、知事意見について審議がされるのですが、万が一にも東京都と同レベルの保全措置でよいなどという誤解はないとは思いますが、長野県の自然環境豊かな地域を守るという姿勢は、是非、常に前面に出していただきたい。

今までお話したことの再録的な話なのですが、こちらの資料の原案を見て気になり、書き足していただきたいと思ったことがありますので、今日の委員会で提案させていただきます。1(1)に追加していただければよいと思いますが、要はこの事業は、これから12年ほど長く続く事業であり、一昔以上の年月が経つわけで、その間に多くの技術的進歩が予想されますし、現時点で予想できない環境負荷が新たに発見されることも、十分起こりうると思います。もちろんそういうことへの対応については、事業者としてすでに考えていると思いますが、この委員会意見でも、今後新たな技術的知見が出てきた場合は積極的に取り入れることや、新たな環境負荷が発生した場合は、事業者は社内のみで措置をするのではなく、アセスの延長線ですので、事務局と協議をしたうえで対処を実行していただくということを追加していただくとよろしいと思いましたので、提案をさせていただきます。

亀山委員長

ありがとうございました。これは御提案として承っておきます。その他いかがでしょうか。

梅崎委員

2番の工事用車両の意見について、今回事務局に整理していただいた参考資料がありますので、こちらを見たくて改めて要望をしたいと思います。沿線7都県の主な施設と大型車両の台数をまとめていただきました。こちらに関係する意見としては、技術委員会意見の2(3)にまとめていただいたとおりなのですが、改めて見てみると、発生土量とそれに伴う大型車両の台数が他都県とくらべて大きくなっておりまして、事業者にはより積極的な対処を講じていただくことを、改めて要望したいと思います。

具体的な例を申しますと、これまでの委員会でお話をしたのですが、例えば大鹿村における1,736台の増加について言うと、例えば国道19号といった流通の基幹道路における交通量に匹敵するような車両の走行になっております。以前の案件で、この委員会において木曾川沿線の道路について交通量を減らすような対策について議論したこともありますので、そういうことを踏まえ積極的な対策を取っていただきたいと思います。

亀山委員長

ありがとうございました。それについては参考資料を御覧いただくと分かります。一つは都県別の構造種別の路線延長と主要な施設についてですが、非常口の数は長野県が11か所と、断然多くなっています。これを見ると、いかに環境への負荷が大きいということをお分かりいただけたと思いますが、資料2-1の2ページには非常口ごとの工事計画の調整、非常口(斜坑)の見直しなどを意見として記載しています。

県内ではトンネルの掘削口が 11 か所計画されており、都県の中で最大の数になりますので、工事に伴う環境への影響が非常に懸念されます。今後事業を進めるにあたっては、さらに詳細に検討し、坑口を減らすことで影響を減らすことを要望していくことが必要と思います。

それからもう一つ、都県別の大型車両の増加台数が記載されており、そこにあるように関係都県の中では長野県の交通量、特に大型車の増加が多い上位3つの路線になります。その点で言いますと、工事を始めることで地域の環境に対する負荷がいかに大きいかわかりいただけだと思います。そのため、是非、2番の最後あたりに、工事を開始するに当たっては、ダンプトラック等の工事用車両の規格、どのくらいの高さのものを走らせるかということがありますし、それから昼夜問わず走行されたらとても堪りませんので、通行可能な時間、あるいは一日の通行台数といった地域の環境に影響を及ぼすような諸元について、道路の通行のみ発生する関係市町村も含めて、関係する市町村との間に環境の保全に関する協定を結び、環境への配慮事項を記すことで理解を得ることが必要ですので、付け加えるべきだと思います。例えば東京都であれば、建設資材として山砂の採取が行われており、そういったところでは、すべて地元の市町村、地区との間で工事に係る環境の協定を結んでおりまして、時間、車両の規格等については非常に厳しく規制することで守っていただいておりますので、これは大事なことであると思います。ついでに一言申しますと、工事用車両は一般道、県道を通るわけで、誰が通ってもよいわけですが、現状のわずかな交通量と比べて飛躍的に多い交通量になります。場合によっては工事用道路を作ってもよいくらいの気がするわけですし、例えば山口県宇部市では、セメントを作るために石灰岩を採取し、専用の道路を作って運搬しています。つまり一般道を使わず山から工場まで運搬しておりますので、そのくらいのことまで検討してもよいのではないかと考えると、地域においてかなり気にされていることですので、しっかり実施していただきたいと思っております。

富樫委員

1 ページの全体的事項、環境影響評価に取り組む姿勢の 1 (3) に、環境影響評価は情報提供、説明によるコミュニケーションの手続きという記載があります。これまでの審議を通じて、環境影響評価が誰のためのものかということを考えてときに、第一にはルート沿線の住民、あるいは生息生育する野生動植物などへの影響がどうなるかという視点で予測評価することがまずは必要と思います。

特に水環境の部分について、予測評価の結果としては、結論として全体として影響は少ないという評価が出てきますが、全体として影響は少ないということは、そこに個別に暮らしているものの視点ではなく、あくまでも事業を全体として進める側の視点です。全体として影響は少ないということで結論づけられてしまうと、ともすると、個別の状況というものは切り捨てられかねないと危惧されますので、今後事後調査や公表ということについても、個別の地域住民などに理解してもらえるような調査内容、あるいはまとめ方、公表の方法を検討するような努力を、1 (3) に関連してお願いしたいと思います。

亀山委員長

ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

鈴木委員

全般的事項の3番、非常口に係る意見に関連してお尋ねしたいと思います。参考資料の都県別の路線延長と主要施設、発生土のデータを見ると、長野県と岐阜県との比較で、山岳トンネルの長さトンネル工事に伴う発生土量についてはほぼ同じ数値です。前回の審議において、非常口の数を減らすと工期が延長するということでしたが、長野県の非常口は 11 個であるのに対し、岐阜県は 7 個で収まっております。当然、岐阜県についても工期内で終わると思っておりますが、発生土と距離が同じにも拘わらず、なぜ5割以上も多くの非常口が必要となるのか、御説明をお願いしたいと思います。

事業者  
澤田  
(JR東海)

岐阜県内の工事計画については正確に把握しておりませんので、基本的な考え方を申し上げますと、長野県においては南アルプス、伊那山地、中央アルプスと、15kmないし20kmを超える非常に長いトンネルがありまして、これらは坑口からのみ掘るわけにはいきませんので、間に斜坑を設けます。一方、岐阜においては比較的短いトンネルがありますので、両方の坑口から掘れば事足りる箇所があります。要するに、坑口の数を加えると変わらない数値になるということです。非常口はあくまでもトンネルを掘るための場所ですが、坑口から掘る場所をカウントすると、だいたい3～5kmの間隔で掘削するというので、岐阜と長野で変わりがありません。トンネルの長さによるものと御理解いただきたいと思います。

鈴木委員

非常口のみが穴を掘る場所ではないということですね。そうでないと話がおかしくなると思いましたので、分かりました。

亀山委員長

その他いかがでしょうか。

塩田委員

1ページ、2番の意見のタイトルですが、例えば「工事及び工事用車両」という記載でいかがでしょうか。工事が進んで土砂が発生したときに車両で運搬しますが、その前に工事が実施されており、それぞれの環境項目に影響が出ることとなります。そのため工事についてもタイトルに含めた方がよいと考えます。

また、地域住民の生活環境について記載されておりますので、事業者においては、地域の生活環境というものがどういったものを念頭に、対応をしていただきたいと思います。

亀山委員長

2点ございましたが、資料2-1については我々が作り上げる技術委員会意見ですので、文章の訂正箇所をお示しいただいた方がよいかと思いますが、どのようにいたしますでしょうか。

塩田委員

1ページの2番のタイトルを、「工事または工事用車両の通行に伴う生活環境への影響の低減」としていただきたいと思います。

亀山委員長

つまり工事用車両以外にも、工事による生活環境への影響があるということでの御意見ということですね。

事務局  
仙波

ただいまの御意見についてですが、2番の意見では工事用車両として、準備書で使用している「資材及び機械の運搬に用いる車両」に「発生土の運搬車両を含む」ことを明示して定義しております。当然工事による影響もありますが、2番の意見については工事用車両に係る影響に限定して整理をしていますので、タイトルに関しても工事用車両に絞った方が明確になるかと思います。

塩田委員

そういう意味であれば了解しました。

亀山委員長

その他いかがでしょうか。

富樫委員

2ページの、非常口（斜坑）の設置に伴う環境負荷の低減の3(2)として、各非常口からの斜坑トンネルによる影響を含めた地下水の予測評価範囲の設定があります。これまで、そこまで細かい部分に言及しておりませんでした。抜けていることとしまして、橋梁の基礎の掘削についても、場合によっては地下水への影響も当然出てくるものですので、ここに補足していただき、「斜坑トンネル及び橋梁基礎掘削等による」と入れていただきたいと思います。

亀山委員長                   ここは非常口、斜坑の設置に伴う環境負荷の低減に着目しているの、別のところに含めた方がよいのではないのでしょうか。

富樫委員                     どこかに追記していただければと思います。

事務局  
仙波                         地下水、水資源の8(3)に含めることでいかがでしょうか。

富樫委員                     そちらで結構です。

事務局  
仙波                         承知しました。

亀山委員長                   それではよろしいのでしょうか。よろしければ個別事項、3ページの5番から5ページの11番まででお願いいたします。

富樫委員                     意見の8番として、地下水、水資源に関連する事後調査についての留意事項がいくつか挙げられております。その中に、地下水流向や利用している帯水層の違いによって影響の程度が変わることから、帯水層ごとに水位を把握できる地下水観測井を、計画ルートをはさむ両側に設置すること、かなり具体的に示してあります。  
 ここまで細かいことを述べた理由に関連して、本日は参考資料として「下伊那郡豊丘村の地下水資源と自然史との関わり」という資料を用意していただいております。これについては昨年3月に公表された資料ですので、当然事業者も御存じだと思います。これは、豊丘村で一番良く利用されている地下水の帯水層の現状、実状はこのようになっているということの一例です。例えば37ページ、図7に断面がありますが、帯水層というのは、この場合は伊那累層という古い扇状地の堆積物ですが、それが明瞭に上部と下部に分かれており、同様に地下水の挙動も分かれております。周辺への影響予測を行う場合には、実際に水理地質構造を把握して、こういったことを念頭に予測評価をしないと意味がありません。残念ながら準備書の段階では、全くそういったデータがありませんし、伊那累層に関してもほとんど触れられておりません。これは個別の事例ですが、場所が異なれば、違う水理地質構造の関係が出てまいりますので、そういうことを念頭に今後の調査、あるいはモニタリングを実施していただきたいと思っております。参考資料についてはそういった意味合いがあるということで、よろしくお願ひしたいと思っております。

亀山委員長                   ありがとうございました。今おっしゃっていただいたのは、4ページの8(3)の2つ目の文章の意味を補足説明いただいたということでよろしいですね。

富樫委員                     それに加えて、準備書では全く触れられていない、例えば豊丘村の地下水の現況と、保全対象としての価値といったことも、考慮していただきたいと思っております。

亀山委員長                   この他いかがでしょうか。それでは5ページの12番、動物、植物、生態系から、8ページの16番、温室効果ガスまででお願いします。

片谷委員                     廃棄物に係る私の発言をいくつか意見として取り上げていただいておりますが、この文面についてはこの案のとおりで結構です。これもせっかく事業者がおりますので、確認のために申し上げますと、現時点で様々な不確定要素があるから正確な予測ができないということはやむを得ない事情ではありますが、そうであるからこそ評価書以降の事業者としての対応について、世の中からは厳しく見られるものと認識して

いただきたい。特に発生土、それから廃棄物に関しては工事自体の不確定部分の影響が大きい部分ですので、決して評価書を出せばすべてが完了するということではなく、その後いろいろなことが判明したら、必要な対応を逐一していただかなければならないということです。この文面にはそこまでは記載しておりませんが、そういう趣旨が含まれるということをお認めいただきたいと思っております。

亀山委員長

発生土の問題については、ずっと先のことと受け取られるかもしれませんが、工事が始まった瞬間に問題が出てくるわけですので、ぜひ御認識いただいた上、計画が具体的に決まった時点で公表していただき、適切な対応をお示しいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

中村雅彦委員

6ページ、動物、植物、生態系に係る意見の12(4)のクマタカについてです。代替巢の設置による環境保全措置の実施は困難という記載がありますが、事務局から2件の例をいただきましたので、「他の猛禽類に比べて困難」という記載を追加していただきたいと思っております。

それから12(5)、工事用車両の通行による影響についてですが、多くの委員から長野県における交通車両の台数が多いという指摘がありました。私としては、特に動植物に関しては、「影響が小さい」という見解に加え、「影響が少ない」、「影響がない」という見解も改めていただきたいと思っております。

続いて12(6)ですが、こちらはそのまま結構ですが、とにかく影響があることを前提に検討いただきたいということで、再度お願いをしたいと思っております。

亀山委員長

ありがとうございます。まだありましたらまた御発言をいただきたいと思っております。それでは、資料2-2として指摘事項をまとめておりますが、こちらについて何かございますか。

事務局  
仙波

本日御欠席の大窪委員より、事前に御意見をいただいております。指摘事項の1番に整理している内容について、交通安全という部分に主眼は置いておりますが、問題となっている工事用車両の通行の影響ということに大きく関わる内容ですので、こちらは指摘事項ではなく意見として取り上げていただくことはできないかということで、事前の御意見がありました。こちらについて御検討をお願いいたします。

亀山委員長

指摘事項を意見にということですが、こちらは意見のどの部分に持っていきましようか。主には工事用車両のところになりますので、資料2-1の2ページ、2(4)として入れることでよろしいでしょうか。

事務局  
仙波

その方向で検討します。  
それから、欠席された他の委員の方からは、特に御意見等はいただいておらず、了解いただいております。

亀山委員長

分かりました。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

片谷委員

武林委員がおいでになっておりますので、お教えいただきたいと思っております。磁界の公開測定における測定値がペースメーカーの承認基準に近いということが指摘事項に入っておりますが、私が関わっている他の県では、車内ではなく路線沿線での測定値が、この準備書では400mTと比較するという記載を改めるよう指示が出ております。もちろん公開測定で1mTより低い数値が出ている旨の報告はいただいておりますが、こちらは準備書に対する審査ですので、できれば指摘事項か意見に記載された方がいかがでしょうか。確認の意味で、もちろん事業者は既に認識されていることとは思いますが。

武林委員

ガイドラインの改定がされる中で、どのような基準を引くかということかと思えます。今、片谷委員が御指摘された点についてはそのとおりだと思いますので、指摘事項でよいと思いますが、私の方で文言について整理をさせていただき、400mT という数値の扱いについて記載すべきかと思えます。

亀山委員長

よろしいですか。この他いかがでしょうか。

それでは他に御発言がなければ、本日の御審議を踏まえまして、事務局で技術委員会意見及び指摘事項の追加と修正をしていただき、最終的に私が確認して、確定後に知事に提出したいと思いますが、御一任いただけますでしょうか。

ありがとうございます。それでは知事意見の提出期限が3月25日であり、それまでに技術委員会意見を提出しなければいけませんので、早急に確定して知事に提出したいと思えます。

次に今後の手続について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局  
仙波

今後の手続に入る前に、本日の御議論の内容を確認してもよろしいでしょうか。

最初に片谷委員から御指摘いただいた件ですが、12年間続く事業の中ではいろいろと技術的な進歩があるだろうから、そういったものを取り入れること。それから予測について未確定、不確定な部分があるので、予測できないような環境負荷も生じるおそれもあるということで、新たな環境負荷が生じた場合は技術委員会ないし事務局に協議して報告するということについて、全般的事項の1(1)に追加するなど、方法は検討しますが、この内容を盛り込むということでもよろしいでしょうか。

はい、それではこちらは追加いたします。それから、本日亀山委員長からございました、何らかの環境保全のための協定を締結するという努力、例えばダンプに関する運行時間や通行台数など、地域との協定についても検討すべきということについて、工事中の車両の意見の中に追加するという整理でもよろしいでしょうか。

はい。それから、地下水、水資源において、橋梁の基礎部分の工事に伴う影響も含め、予測検討範囲の対象とするということで富樫委員よりございましたので、そちらも追加するというでもよろしいでしょうか。

それと大窪委員の御意見で、通学路、生活道路の安全性について工事中の車両の意見に含める形で、指摘事項から意見に移すという対応でもよろしいでしょうか。

はい。後は磁界の関係で、静磁界の基準については400mTとなっているが、ICNIRPで基準の見直しが進められていることなどもありますので、武林委員と事務局で相談し、磁界に係る指摘事項に追加するという整理でもよろしいでしょうか。

後は文言の追加、修正として、中村雅彦委員から資料2-1の6ページ、12(4)のクマタカの代替巢の設置について、事例もいくつかあることから、実施が困難と言い切るのではなく、「他の猛禽類と比べて困難」ということで文言を追加いたします。

それから12(5)について、「影響が小さい」という見解だけではなく、「影響がない」、「影響が少ない」という見解についても見直すよう併記するというでもよろしいでしょうか。

亀山委員長

私が理解する範囲では良いと思いますが、皆様よろしいでしょうか。はい、それで結構でございます。

事務局  
仙波

ありがとうございます。それでは、今後の手続について御説明いたします。

先ほど委員長よりお話をいただきましたが、知事意見の提出期限が3月25日に迫っておりますので、早急に技術委員会意見及び指摘事項を確定いたしまして、委員長から知事に提出いただきたいと思います。

細かい字句修正が残っておりますが、内容についてはただ今確認させていただいたとおり、本日の御審議で固めていただきましたので、これから速やかに作業を進めま

して、明日の午後、委員長から知事に技術委員会意見を提出していただく予定で進めさせていただきたいと思っております。確定した技術委員会意見等については、委員の皆様へ明日メールで送付させていただくということで、少し忙しいのですが、知事意見の締め切りが迫っていますので、進めさせていただきたいと思っております。

その後の手続について申し上げます。まずは知事意見ですが、本日の技術委員会意見に基づくとともに、市町村からの御意見、それから住民等の御意見を公聴会でいただいておりますので、そうしたものを踏まえ、事業者へ知事意見を提出するという進め方でまいります。それから技術委員会指摘事項についても、その内容を反映した環境部長指摘事項として、知事意見と同日で提出したいと思っております。

その後の法的な手続については、事業者は知事意見を勘案するとともに、住民等から意見がたくさん出されていますが、住民等からの環境保全の見地からの意見には配慮することが法律の規定になっており、評価書を作成することになります。

事務局からの説明は以上でございます。

亀山委員長

ありがとうございました。それでは、技術委員会意見については早急に確定し、明日の午後、私から知事に直接提出をいたします。また、確定した際には委員の皆様へ御報告申し上げます。

議事（１）についてはここまでいたしますが、中央新幹線の準備書に係る技術委員会における審議は本日で終了となりますので、事業者から一言ございましたらお願いいたします。

事業者  
澤 田

昨年９月に私どもＪＲ東海が提出しましたこの環境影響評価準備書に対しまして、十分な時間と回数を重ね御審議をいただき、誠にありがとうございました。昨年の１０月の現地調査を含めると、今日まで６回にわたり委員会を開催していただきました。その間、亀山委員長をはじめ各委員の方々におかれましては、非常に高い、専門的な見地からの様々な御意見、それから御質問をいただきまして、私どもといたしましては十分お答えをさせていただき、一定の御理解を得たということで考えております。これまで委員会で出された御意見、それからこの後に出される知事意見をきちんと踏まえ、評価書を作成してまいります。

先ほどもお話がありましたが、この事業は非常に規模が大きく、工事期間も長いプロジェクトでありますので、今後は長野県の方々、それから委員の方々とは様々なところで調整等をさせていただく場面も多いと思っております。引き続き、よろしくお願い申し上げます。長い間、御審議をありがとうございました。

亀山委員長

ありがとうございました。続きまして、議事（２）の「その他」ですが、事務局から何かございましたらお願いします。

事務局  
仙 波

来年度の審議案件ですが、方法書の審議をいただきました佐久市のクリーンセンターと長野広域Ｂ施設の準備書手続が、夏ごろに開始される予定です。また日程調整をさせていただき、御審議をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

亀山委員長

最後に全体を通して、委員より何か御発言等ありますでしょうか。よろしいですか。それでは特に御発言もありませんようですので、以上をもちまして議事を終わらせていただきます。議事進行に御協力をいただき、ありがとうございました。

事務局  
吉 澤

本日の委員会を終了いたします。ありがとうございました。